

質問書回答①

件名) 長野自動車道 一本松トンネル(上り線)北補強工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	技術提案における 施工条件書 社会要請 交通の 確保 2-4 インバート 2-4-3 覆工受台	「既設の覆工コンクリートの目地部に設置する覆工受台(1目地部あたり延長4.0m)は、インバート構造物掘削の前に設計図書に定める位置に施工するものとする。また、当該覆工受台の省略および延長の変更は不可とする。」について、インバート構造物掘削を行った後、直ちにインバートコンクリートを配置して既設覆工を保持し、既設覆工下部が掘削されている状態を1.0m以下となるような工法は評価の対象となるでしょうか。ご教示ください。	技術提案における施工条件書 社会要請 交通の確保 2-4 インバート 2-4-3 覆工受台に記載のとおり、既設の覆工コンクリートの目地部に設置する覆工受台の省略は不可となりますので、条件に基づいていない提案内容については評価の対象とはなりません。 ただし、目地部以外に設置する覆工受台は、技術提案における施工条件書 社会要請 交通の確保 2-4 インバート 2-4-3 覆工受台に記載のとおり、ご質問の内容での工法で評価の対象となります。 なお、同様に2-4-3に記載のとおり、覆工受台はインバート構造物掘削の前に施工することを技術提案の条件としておりますので、インバートコンクリートにより既設覆工荷重を軽減することは出来ないと考えます。
2	技術提案における 施工条件書 社会要請 交通の 確保 2-4 インバート 2-4-3 覆工受台	「覆工受台の形状は変更可能とするが、地山接地面(覆工受台下面)の形状の変更は不可とする。」について、上記と同様の工法を行うことで、常に地山及びインバートコンクリートにより既設覆工を保持し、覆工受台にかかる荷重を軽減することで覆工受台の地山設置面(覆工受台下面)の形状を変更する提案は評価の対象となるでしょうか。ご教示ください。	技術提案における施工条件書 社会要請 交通の確保 2-4 インバート 2-4-3 覆工受台に記載のとおり、地山接地面(覆工受台下面)の形状の変更は不可となりますので、条件に基づいていない提案内容については評価の対象とはなりません。
3	技術提案における 施工条件書 性能・機能等 性能 機能 4-1 インバート構造 4-1-1 仕様・形状	「②ブロック体と周囲の地山(施工基面)との間は、インバートコンクリートと同等以上の強度を有するモルタル等の材料で充填し、密着性を高め隙間がない構造とすること。」について、通常、インバートコンクリートの余掘り部分は地山と同等程度の強度のコンクリートまたはモルタルで埋め戻すと思いますが、インバートコンクリートと同等以上の強度を有するモルタル等の材料で埋め戻すことで間違いはないでしょうか。ご教示ください。	そのとおりお考えください。